

飯能市建設工事請負契約に係る入札に関する工事説明実施要領

(平成13年3月16日決裁)

1 趣 旨

この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条第3項及び飯能市契約規則（平成12年規則第1号。以下「規則」という。）第7条の規定によって行う建設工事請負契約に係る入札に関する説明（以下「工事説明」という。）の実施について、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 工事説明の実施

- (1) 工事説明は、入札参加者に対して具体的な内容を提示して熟知させるとともに、法令遵守の徹底を図るために実施する。
- (2) 工事説明は、入札参加者を一堂に集めて工事説明会を開催して説明する方法又はそれぞれの入札参加者に必要な資料を配布する方法（以下「資料配布」という。）によるものとする。

3 対象工事

工事説明を行う工事は、建設業法第2条第1項で規定する工事とする。

4 工事説明の実施方法

- (1) 工事説明会は、工事担当課長、工事担当者、設計担当者、契約担当課長、契約担当者等が出席し、別記1「工事説明会」を参照のうえ、工事の概要、現場及び周辺の状況、工事施工上の諸条件、入札日時、入札及び契約に関する条件等について説明する。
- (2) 資料配布による説明は、契約担当課でそれぞれの入札参加者に資料を配布し、必要事項を説明することによって行う。
- (3) 工事説明においては、次に掲げる図書を必要部数用意し、すべての入札参加者に配布する。

- ① 指名及び入札通知書（標準様式1）
- ② 入札書（標準様式2-1-2）
- ③ 見積書（標準様式3-1-2）
- ④ 委任状（標準様式4-1-2）
- ⑤ 入札方法等について（別記2）
- ⑥ 入札参加時における注意事項（別記3）
- ⑦ 工事説明書（標準様式5）
- ⑧ 仕様書
- ⑨ 図面
- ⑩ その他工事説明、入札、契約及び工事施工に関し必要と認める図書

5 工事説明書

工事説明書は、工事名、工事場所、工事概要、工期、かし担保その他の保証、支払条件、質問の受付、担当者を明記するほか、別記4「工事説明書特記事項」を参考として入札条件及び施工条件を明示する。

6 追加工事の説明

入札に付す工事について、その請負者に別途追加工事を随意契約によって発注しようとする場合は、入札に付す工事の説明において、その旨及び追加工事の概要を説明するものとする。

7 一抜け方式の説明

2件の工事を同一指名業者によって順次入札する場合において、最初の入札で落札した者については次の入札に係る指名はなかったものとするいわゆる一抜け方式を採用する場合は、当該工事説明においてその旨を説明するものとする。

8 質問に対する回答の周知

入札参加者からの質問及び回答については、必要に応じて入札前にすべて

の入札参加者に周知する。

9 工事説明書等の回収

入札参加者に配布した工事説明書、仕様書、図面等については、入札前に回収する。

10 見積期間の設定

(1) 工事説明から入札までの見積期間については、規則第7条の規定に反しないように定めなければならない。

(2) 見積期間を算定する場合には、原則として、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日数は除外する。

11 その他

この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成14年2月1日決裁）

この要領は、平成14年4月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成14年3月20日決裁）

この要領は、平成14年4月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成16年3月10日決裁）

この要領は、平成16年4月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成19年3月1日決裁）

この要領は、平成19年4月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成20年2月26日決裁）

この要領は、平成20年7月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成21年4月30日決裁）

この要領は、平成21年5月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成22年8月6日決裁）

この要領は、平成22年9月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成24年1月10日決裁）

この要領は、平成24年2月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成24年3月6日決裁）

この要領は、平成24年4月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成25年2月20日決裁）

この要領は、平成25年4月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成25年7月1日決裁）

この要領は、平成25年7月4日以後に公告又は指名通知を行う契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成26年1月6日決裁）

この要領は、平成26年4月1日以後に公告又は指名通知を行う契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成28年3月18日決裁）

この要領は、平成28年4月1日以後に公告又は指名通知を行う契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成28年4月25日決裁）

この要領は、平成28年5月1日以後に公告又は指名通知を行う契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成28年5月31日決裁）

この要領は、平成28年6月1日以後に公告又は指名通知を行う契約に係る工事説明から適用する。

附 則（平成29年5月30日決裁）

この要領は、平成29年6月1日以後に公告又は指名通知を行う契約に係る工事説明から適用する。

附 則（令和2年2月18日決裁）

この要領は、令和2年4月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

附 則（令和3年3月26日決裁）

この要領は、令和3年4月1日以後に締結する契約に係る工事説明から適用する。

(別記1) 工 事 説 明 会

日 時 年 月 日 () 午前・午後 時 分から
場 所 飯能市役所 2階入札室 ()
件 名 _____
担当課 _____

(次 第)

1 開 会

2 出席者の確認

3 入札通知書及び仕様書、図面その他の資料を配布

4 配布資料の確認

入札通知書 1部、入札書 1部、見積書 1部、委任状 1部、入札方法等について 1部、入札参加時における注意事項 1部、工事説明書 1部、仕様書 1部、図面 1部、その他 () 1部

5 入札の日時及び場所

- ・ 年 月 日 () 午前・午後 時 分
- ・ 飯能市役所 2階入札室 ()

6 入札の回数

① 予定価格を事前公表する場合

入札回数は1回とする。予定価格に達しない場合は、入札を閉鎖する。なお、工事説明書に積算内訳書を提出する旨の記載がある案件については、入札の際、入札価格の積算内訳書を提出すること。

② 予定価格の事前公表をしない場合

入札は、2回まで行う。それでも予定価格に達しない場合は、入札を閉鎖し、入札金額の低い方からの2者による見積りによって随意契約をする。なお、工事説明書に積算内訳書を提出する旨の記載がある案件については、入札の際、入札価格の積算内訳書を提出すること、落札者は、契約締結後14日以内に請負代金内訳書を提出すること。

7 入札の方法

入札金額の記入上の注意、委任状の提出、入札の無効等については、別紙「入札方法等について」と「入札参加時における注意事項」を参照すること。

8 契約期間

入札日の翌日の 月 日から 年 月 日までとする。

9 入札保証金

入札保証金は、免除する。

10 契約保証金

契約金額が500万円以上のものについては、契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金とする。この場合においては、契約保証金に見合う履行保証保険に加入してもらうことになる。

11 最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格

① 最低制限価格を設ける場合

設計額の算出の基礎となった直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費等の55%を加えた額で、予定価格（税抜き）の10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額の範囲内において定めている。なお、最低制限価格未満の入札金額をもって入札した者は失格とする。

② 調査基準価格を設ける場合

設計額の算出の基礎となった直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%を加えた額で、予定価格（税抜き）の10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額の範囲内において定めている。調査基準価格未満の入札金額をもって入札した者がある場合は、当該基準価格未満の入札者を調査するため、その入札を保留し、後日落札者を決定し、各社に通知する。この場合においては、基準価格未満の入札者は、市が行う事後の事情聴取に協力することとするが、必ずしも落札者とならない場合がある。

③ 失格基準価格を設ける場合

設計額の算出の基礎となった直接工事費の75%、共通仮設費の75%、現場管理費の75%、一般管理費等の50%を加えた額の千円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額を失格基準価格として定めている。なお、失格基準価格未満の入札金額をもって入札した者は失格とする。

④ 最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格を設けない場合

最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格は、設けていない。

1 2 調査基準価格未満の入札金額をもって契約した工事については、飯能市建設工事請負約款第10条に規定する現場代理人と主任(監理)技術者の兼任を認めない。

1 3 調査基準価格未満の入札金額をもって入札した者は、第11項に定める調査を辞退することができる。この場合においては、辞退した者は失格となるが、不利益な取扱はしない。

1 4 工事内容の説明

- ・工事説明書、仕様書、図面等の説明
- ・予定価格を事前公表する場合は、工事説明書を参照する旨の説明
- ・現場は必要に応じて各社で確認すること。

1 5 全般にわたっての質問

入札、契約、工事内容その他全般にわたって、その場で質問を受け付ける。また、入札日の前日まで質問を受け付ける旨を話す。

1 6 閉 会

工事説明会を終了してよいか確認し、閉会する。

(別記2)

(工 事 用)

入札方法等について

入札参加者の皆様へ

飯 能 市 長

入札に参加されるに当たっては、下記の記載事項に留意のうえご参加ください。

記

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 契約保証金を納付すべきこととなった場合は、契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金とし、その契約保証金に見合う履行保証保険に加入していただくこととなります。
- 3 免税事業者が落札者となった場合は、免税事業者届出書を提出してください。
- 4 入札に当たっては、別紙「入札の心得」を熟読のうえ遺漏のないようご留意ください。

飯 能 市 入 札 の 心 得

- 1 入札者は、飯能市契約規則、飯能市建設工事請負契約約款、工事説明書、飯能市建設工事一般仕様書、工事仕様書、特記仕様書、図面、飯能市入札の心得、その他工事説明会等における配布資料及び入札通知書記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札してください。
- 2 入札書は、本市が指定する様式を用い、必要事項を記入のうえ、入札者の住所、会社名、代表者名を記入し、代表者の印を押印してください。なお、代理人が入札するときは、代表者名の下にその代理人の記名・押印をしてください。
- 3 入札書は、封筒に入れて入札してください。封筒には工事名及び工事場所並びに入札者の住所及び氏名を記載し、指定の時間に入札してください。
- 4 代理人をもって入札するときは、当該入札に関する一切の権限を委任する旨を記載した委任状を入札前に提出してください。委任状は本市が指定する様式を用い、必要事項の記入、代理人の記名及び押印、入札者の住所、会社名及び代表者名を記入し、代表者印を押印してください。提出された委任状の内容に不備がある場合は入札に参加できません。なお、この場合には入札参加辞退届を提出していただきます。
- 5 工事説明書により、入札の際に入札価格の積算内訳書を提出することを求めている案件については、提出された当該内訳書を確認した結果不備等が認められる場合、入札者に確認し当該内訳書を提出した者の入札を無効とする場合があります。
- 6 工事説明書、仕様書、図面その他配布した資料等は、入札前に回収しますので、入札当日ご持参ください。
- 7 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 入札者の記名・押印のない入札書による入札

- ③ 記入すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項の判読ができない入札書による入札
- ④ 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ⑤ 金額を訂正した入札書による入札
- ⑥ 記載事項（金額を除く。）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書による入札
- ⑦ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- ⑧ 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ⑨ 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- ⑩ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑪ その他入札の条件に違反した入札

8 提出した入札書の書き替え、引き換え又は撤回をすることはできません。

9 入札金額は、錯誤のないよう特に注意してください。錯誤があった場合は、開札後直ちに申し出てください。その場合は無効といたします。また、落札決定宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

10 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。

11 入札者のうち予定価格以内で最低の価格をもって入札したものを落札者とします。ただし、工事に係る入札で最低制限価格又は調査基準価格等を設ける場合は、次により落札者を決定します。

- ① 最低制限価格を設ける場合（入札方式が総合評価落札方式以外の場合）

設計額の算出の基礎となった直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費等の55%の合計額に100分の110を乗じて得た額で、かつ予定価格の10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額の範囲内において定める最低制限価格に、110分の100を乗じて得た額を

下らない最低の価格をもって入札したものを落札者とします。なお、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額未満の入札は失格となります。

② 調査基準価格及び失格基準価格を設ける場合

設計額の算出の基礎となった直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費等の55%の合計額に100分の110を乗じて得た額で、かつ予定価格の10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額の範囲内において定める調査基準価格に、110分の100を乗じて得た額未満の入札価格（以下「低入札価格」という。）をもって入札した者があるときは、当該低入札価格による入札者を調査するため、その入札を保留し、後日落札者を決定し、各社に通知します。この場合においては、低入札価格による入札者は、市が行う事後の事情聴取に協力しなければならないこととしますが、必ずしも落札者とならない場合があります。なお、低入札価格が失格基準価格（設計額の算出の基礎となった直接工事費の75%、共通仮設費の75%、現場管理費の75%、一般管理費等の50%の合計額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額）に110分の100を乗じて得た額未満の場合は失格となるため調査は行いません。なお、入札等については、別紙「入札説明書」又は「技術資料作成要領」を参照してください。

12 低入札価格をもって契約した工事については、飯能市建設工事請負約款第10条に規定する現場代理人と主任（監理）技術者の兼任を認めません。

13 低入札価格をもって入札した者は、第11項に定める調査を辞退することができます。この場合においては、辞退した者は失格となりますが、不利益な取扱はしません。

14 落札となるべき価格の入札をした者が二人以上いたときは、直ちにくじ引きを行って落札者を決定します。くじ引きを辞退することはできません。

15 落札者から落札辞退の申し出があったときは、次位の者を落札者とすることがあります。

- 16 入札を行っても落札者がいないときは、再度の入札を行います。再度入札は1回までを行います。それでも落札者がいないときは、当該入札を閉鎖し、入札価格の低位二者による見積書の提出によって随意契約をすることができます。ただし、入札前に当該予定価格を明示する場合においては、再度入札は行わず、落札者がいない場合は、当該入札を閉鎖します。この場合において、後日改めて行う入札には、不調になった入札に参加した者は参加することができない場合がありますのでご了承ください。
- 17 入札時刻に遅刻したものは、失格とする場合がありますので注意してください。
- 18 入札の辞退は、入札参加資格審査結果通知書又は指名通知書の受領から入札の開札までの間、いつでもすることができるものとし、次の方法によります。
- ① 入札参加資格審査結果通知書又は指名通知書の受領後、入札に参加しないこととなった場合は、必ず入札日の前日までに辞退届を提出してください。
 - ② 入札に出席して辞退をする場合は、入札書に辞退の旨を記載し入札箱に投じてください。
- 19 入札者は、入札後に審査請求はできないものとします。
- 20 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- 21 落札者は7日以内に契約を締結してください。この期間内に契約を締結しない場合、その落札は効力を失います。
- 22 落札者は契約締結後14日以内に請負代金内訳書を工事担当課へ提出してください。
- 23 入札及び契約については、飯能市契約規則、飯能市建設工事請負契約約款、飯能市建設工事一般仕様書、飯能市入札の心得、その他関係法令等に基づいて行います。契約規則、契約約款及び一般仕様書は、市政資料コーナーで閲覧できます。

24 入札・契約に関する書式は、市のホームページに掲載していますのでご利用ください。

飯能市ホームページアドレス <http://www.city.hanno.lg.jp>

25 入札及び契約についてあらかじめ定めのない事項については、その都度定めます。

(別記3)

入札参加時における注意事項

入札参加者の皆様へ

飯 能 市 長

入札及び工事の施工に当たっては、次の事項を遵守してください。

1 独占禁止法等関係法令の遵守について

- ① 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行わないこと。
- ② 受注者は、建設業法第22条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行わないこと。
- ③ 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守すること。

2 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- ① 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、「建設産業に関する生産システム合理化指針」を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めること。

また、特定建設業者は、建設業法第24条の6、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

- ② 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り飯能市内の業者のうちから選定するよう努めること。
- ③ 下請契約を締結するときは、請負金額、工期、請負代金の支払方法等を明記した契約書を作成すること。第二次以下の下請契約についても同様とすること。
- ④ 下請契約を締結したときは、下請負人通知書に下請負人との契約書等の写しを添えて事業担当課に提出すること。
- ⑤ 建設産業における所定労働時間については、労働基準法に基づき、全ての事業場で週40時間体制に全面的に移行しており、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めること。

3 建設資材納入業者との契約について

- ① 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないように公正な取引をするよう努めること。
- ② 工事材料の調達に当たっては、できる限り飯能市内の業者から選定するよう努めること。

4 労働災害の防止について

建設労働者の確保並びにこれら労働者の健康の保持、適正な賃金の支払い等による労働条件の改善に留意し、元請、下請が一体となって労働災害の防止に努めること。

5 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たり、工事資材の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者からは資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めること。

6 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入を含む。）のうち、ディーゼル車（貨物・バス・特殊）については埼玉県生活環境保全条例（以下「県条例」という。）に適合する車両とすること。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入を含む。）並びに建設機械等の燃料として、地方税法及び県条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、関係機関が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

8 建設業退職金共済制度への加入等について

- ① 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合には、勤労者退職金共済機構（以下「共済機構」という。）に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 1件当たりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合には、共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。また、当該工事が終了した

ときは、対象労働者へ共済証紙を貼付した実績を建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により提出すること。

- ③ 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度を説明するとともに、共済証紙の現物貼付又は掛金相当額を下請代金中に算入その他の方法により本制度の促進に努めること。
- ④ 下請業者の規模が小さく、本制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- ⑤ 工事請負契約を締結した業者は、共済機構支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し対象となる労働者への周知を図ること。

9 技術者の適正な配置について

- ① 1件の請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、元請業者は工事ごとに専任の主任技術者を配置すること。
- ② 元請業者が特定建設業者であり、請負った建設工事を施工するために契約した下請契約に係る請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置すること。
- ③ 専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、専任されている期間中のいずれの日においても監理技術者講習を終了した日から5年を経過していないものであること。また、当該工事に係る職務に従事しているとき、発注者から請求があった場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を提示すること。
- ④ 主任技術者又は監理技術者選任の届出の際には、主任技術者又は監理技術者が当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ原則として3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

10 工事成績評定の実施について

請負金額が130万円以上の場合（修繕工事を除く）は工事成績評定を実施するので、請負者はあらかじめ了承の上対応すること。

11 施工計画書の提出について

請負金額が130万円以上の建設工事の請負者は、施工計画書を事業担当課に

提出すること。請負金額が130万円未満の場合における施工計画書の提出については、監督員の指示に従うこと。

1.2 工事施工体制台帳及び施工体系図の作成等について

建設工事の受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

また、建設工事の受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

1.3 CORINSへの登録について

請負金額が500万円以上の工事（単価契約の場合は、完成時に請負金額の総額が500万円以上の工事）については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上で（一財）日本建設情報総合センターに登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。

1.4 経営事項審査の義務化について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられており、これに伴い経営事項審査を受けていない業者は、飯能市発注の工事を元請として請負うことができなくなる場合があるので、決算期ごとに経営事項審査を受け総合評定値通知書（P点が分かるもの）の写しを発注者に提出すること。

1.5 建設労働者の適切な賃金の支払について

工事費の積算は二省協定労務単価に基づく埼玉県積算標準単価表等により積算している。この点に十分留意し、建設労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

※二省協定労務単価：農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるために定めた公共工事設計労務単価

飯能市 総務部 契約検査課

1 工程関係

- ① 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期
- ② 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法
- ③ 当該工事に関係する地権者、他機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期
- ④ 着工前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その調査期間
- ⑤ 地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間

2 用地関係

- ① 工事用地等に未処理部分がある場合は、処理の見込み時期
- ② 施工者に、工事用資機材等の保管及び仮置き又は桁製作等の場所が必要な場合は、その場所、範囲、期間等

3 公害対策関係

- ① 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵等）のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容
- ② 工事の施工に伴い、第三者に電波障害等の被害を及ぼすおそれがある場合は、家屋等の調査の方法、範囲等

4 安全対策関係

- ① 交通安全施設等を指定する場合は、その内容
- ② 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事で、施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容

5 工事用道路関係

- ① 一般道路を搬入道路として使用する場合
 - ア 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等
 - イ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
- ② 仮設道路を設置する場合
 - ア 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容及び期間

イ 仮設道路の工事終了後の処理（存置又は撤去）

ウ 仮設道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容

③ 工事のため、一般道路を占有する場合は、その期間及び範囲

6 仮設備関係

① 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度にわたり使用する場合、又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容及び期間

② 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法

③ 仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容

7 残土、産業廃棄物関係

① 残土が発生する場合は、残土を処分する場所、距離、時間等の処分条件

② 産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件等

8 工事支障物件関係

① 地上、地下等に占有物件等の工事支障物件が存在する場合は、占有者との協議に基づき、移設、撤去、防護等の方法及び時期

② 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その内容

9 排水処理関係

① 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容

10 薬液注入関係

① 薬液注入を行う場合は、その工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、注入量等

11 その他

① 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等

② 工事用電力等を指定する場合は、その内容

③ 予定価格の事前公表をする場合は、当該予定価格

④ その他特に記載すべき事項

(標準様式1)

文 書 番 号
年 月 日

様

飯能市長 氏 名

指名及び入札の通知について

指名競争入札を下記により執行するに当たり、貴社を指名いたしましたので、希望があれば飯能市契約規則、入札方法等について及び入札の心得に従い、飯能市建設工事請負契約約款、工事説明書、仕様書及び図面並びに工事場所を熟知のうえ、入札してください。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 入 札 ・日 時 年 月 日 ()
午前・午後 時 分
・場 所
- 4 入札保証金 免 除
- 5 最低制限価格の設定 有 無
- 6 調査基準価格の設定 有 無
- 7 工事説明会 ・日 時 年 月 日 ()
午前・午後 時 分
・場 所
- 8 注 意 事 項 入札金額の記入上の注意、委任状の提出、入札の無効、入札の辞退、契約約款の閲覧場所、契約保証金、支払条件、工期等については、別紙入札方法等について、入札の心得、入札参加時における注意事項、工事説明書等を参照してください。
- 9 予定価格の公表 有 無

(標準様式2-1)

入 札 書

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 入 札 価 格 金 円

4. 入札保証金

飯能市契約規則、入札の心得、工事説明書、仕様書及び図面等を承諾のうえ、現場も熟知しましたので入札いたします。

年 月 日

住所

氏名

印

上記代理人

印

(あて先) 飯能市長

(標準様式 2 - 2)

入 札 書

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 入 札 価 格 金 円

4. 入札保証金

飯能市契約規則、入札の心得、工事説明書、仕様書及び図面等を承諾のうえ、現場も熟知しましたので入札いたします。

年 月 日

共同企業体の名称

代表構成員 住所

氏名 印

構 成 員 住所

氏名 印

構 成 員 住所

氏名 印

上記代理人 印

(あて先) 飯能市長

(標準様式3-1)

見 積 書

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 見 積 価 格 金 円

飯能市契約規則、工事説明書、仕様書及び図面等を承諾の
うえ、現場も熟知しましたので見積りいたします。

年 月 日

住所

氏名

印

上記代理人

印

(あて先) 飯能市長

(標準様式3-2)

見 積 書

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 見積価格 金 円

飯能市契約規則、工事説明書、仕様書及び図面等を承諾の
うえ、現場も熟知しましたので見積りいたします。

年 月 日

共同企業体の名称

代表構成員 住所

氏名 印

構 成 員 住所

氏名 印

構 成 員 住所

氏名 印

上記代理人 印

(あて先) 飯能市長

(標準様式 4 - 1)

委 任 状

私は、
印 を代理人と定め、下記の工事に
係る入札（見積）に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所

年 月 日

住 所

氏 名

印

(あて先) 飯能市長

(標準様式 4 - 2)

委 任 状

私は、
印 を代理人と定め、下記の工事に
係る入札（見積）に関する一切の権限を委任します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

年 月 日

共同企業体の名称

代表構成員 住 所
氏 名 印

構 成 員 住 所
氏 名 印

構 成 員 住 所
氏 名 印

(あて先) 飯能市長

(標準様式5)

工 事 説 明 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工事の概要

4 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

5 特 記 事 項

6 支 払 条 件 ・前金払
 ・中間前金払
 ・部分払
 ・完成払

7 契約保証金

8 質問の受付 ・期 限 年 月 日 ()
 午前・午後 時まで

9 担 当 者 ・事業課名
 ・氏 名
 ・電話番号